

介護マークをご存知ですか？



認知症の人の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために作成されたのが「介護マーク」です。このマークは静岡県で作成されたもので、現在、全国への普及が進められています。「介護マーク」は区役所福祉課や支所区民福祉課、いきいき支援センター（地域包括支援センター）で配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）でダウンロードすることもできますので、ご活用ください。なお、「介護マーク」は認知症の人の介護だけでなく、障害のある方の介護にもご利用できます。

上記の「介護マーク」を切り抜いて利用いただいても結構です。利用にあたっては下記の留意事項をご確認ください。

たとえば
こんな場合に…

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

外出先でこの
カードを見かけたら
温かく見守って
ください

ご利用にあたっての
留意事項

- ① 本来の目的（介護中であることを周囲に理解してもらうこと）以外には、決して利用しないでください。
- ② 配布されたマークは適正に管理し、利用する必要がなくなった場合には、各自で処分してください。

介護保険制度に関するご相談・お問合せ先 区役所福祉課・支所区民福祉課

名称	電話	FAX	名称	電話	FAX
千種区役所	☎753-1848	FAX751-3120	中川区役所	☎363-4327	FAX352-7824
東区役所	☎934-1195	FAX936-4303	富田支所	☎301-8376	FAX301-8661
北区役所	☎917-6523	FAX914-2100	港区役所	☎654-9715	FAX651-1190
楠支所	☎901-2269	FAX902-1843	南陽支所	☎301-8345	FAX301-8411
西区役所	☎523-4519	FAX521-0067	南区役所	☎823-9415	FAX811-6366
山田支所	☎501-4975	FAX504-7409	守山区役所	☎796-4603	FAX793-1451
中村区役所	☎453-5420	FAX453-8232	志段味支所	☎736-2192	FAX736-4670
中区役所	☎265-2324	FAX241-6986	緑区役所	☎625-3964	FAX621-6841
昭和区役所	☎735-3914	FAX731-8900	徳重支所	☎875-2207	FAX875-2215
瑞穂区役所	☎852-9396	FAX851-1350	名東区役所	☎778-3007	FAX774-2781
熱田区役所	☎683-9404	FAX682-0346	天白区役所	☎807-3897	FAX802-9726

介護に関する情報は、名古屋市のウェブサイト「NAGOYAかいごネット」

介護保険制度の説明や、介護サービス事業者の検索など、名古屋市の介護保険に関する様々な情報を提供しています。その他に、在宅での診療が可能な医療機関や高齢者サロン、なごや認知症カフェなど、高齢者の方が自分らしく生活していくための情報も提供しています。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 ☎972-2591 FAX972-4147

このパンフレットは、令和元年7月現在の内容で作成しています。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。このパンフレットは、古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。

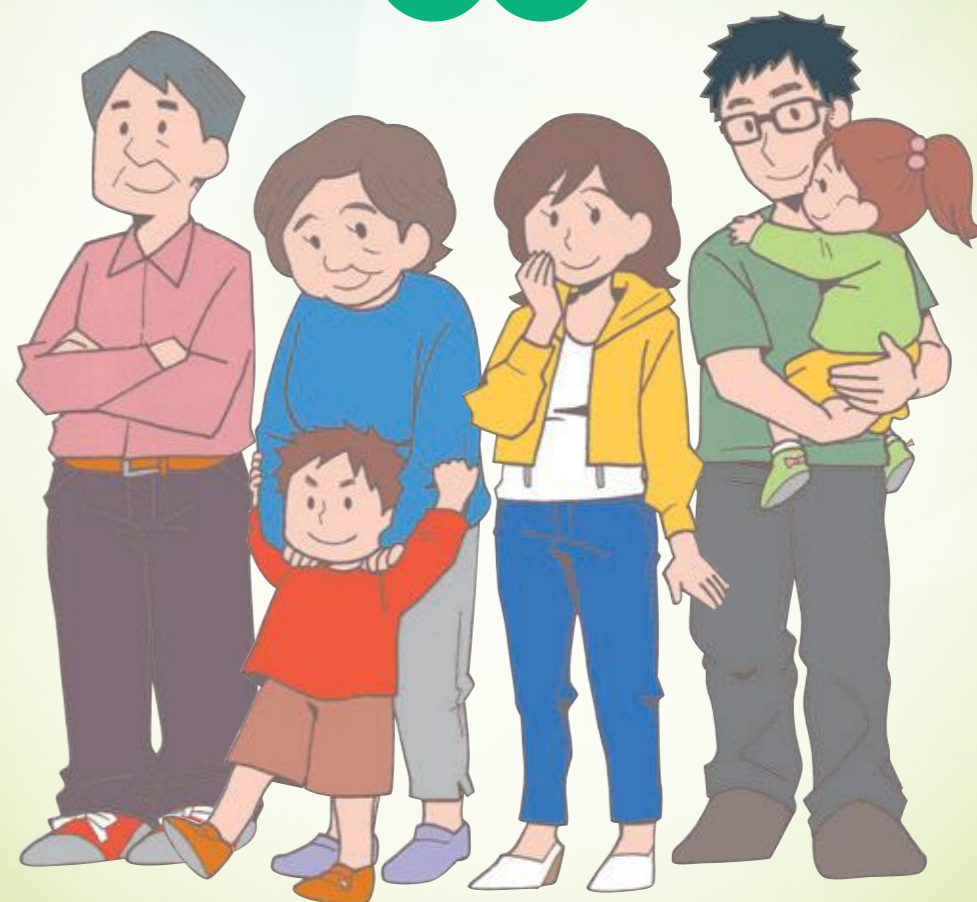


リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です

令和元年度
支えあい 育てる

介護保険 制度



名古屋市

令和元年7月発行

音声コードについて

このパンフレットの紙面には、音声コードを印刷しています。

音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることで、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。

● 音声コードの横の切り込みで、コードの位置を知らせています。

介護保険制度のしくみ

申請から利用までの流れ

利用できるサービス

利用者負担について

相談・お問合せ窓口

介護保険制度のしくみ

みんなで支えあう制度です... 3
40歳以上の方は介護保険の被保険者です... 4
公費と保険料で運営しています... 6
介護保険料はこうなっています... 7
介護保険料の納め方... 8

申請から利用までの流れ

申請からサービス利用までの流れ... 10
サービスの利用手順 1... 12
サービスの利用手順 2... 14

利用できるサービス

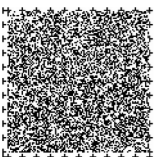
介護サービス・介護予防サービス... 16
介護予防・生活支援サービス事業... 25
一般介護予防事業... 28

利用者負担について

サービスにかかる費用... 31

相談・お問合せ窓口

いきいき支援センター(地域包括支援センター)... 38
はち丸在宅支援センター(在宅医療・介護連携支援センター)・在宅歯科医療・介護連携室... 42
ご相談・お問合せ先... 43



名古屋市の目指すこと

～地域包括ケアシステムの構築～

名古屋市では、高齢者の方々が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、支援していきます。



11月11日は「介護の日」

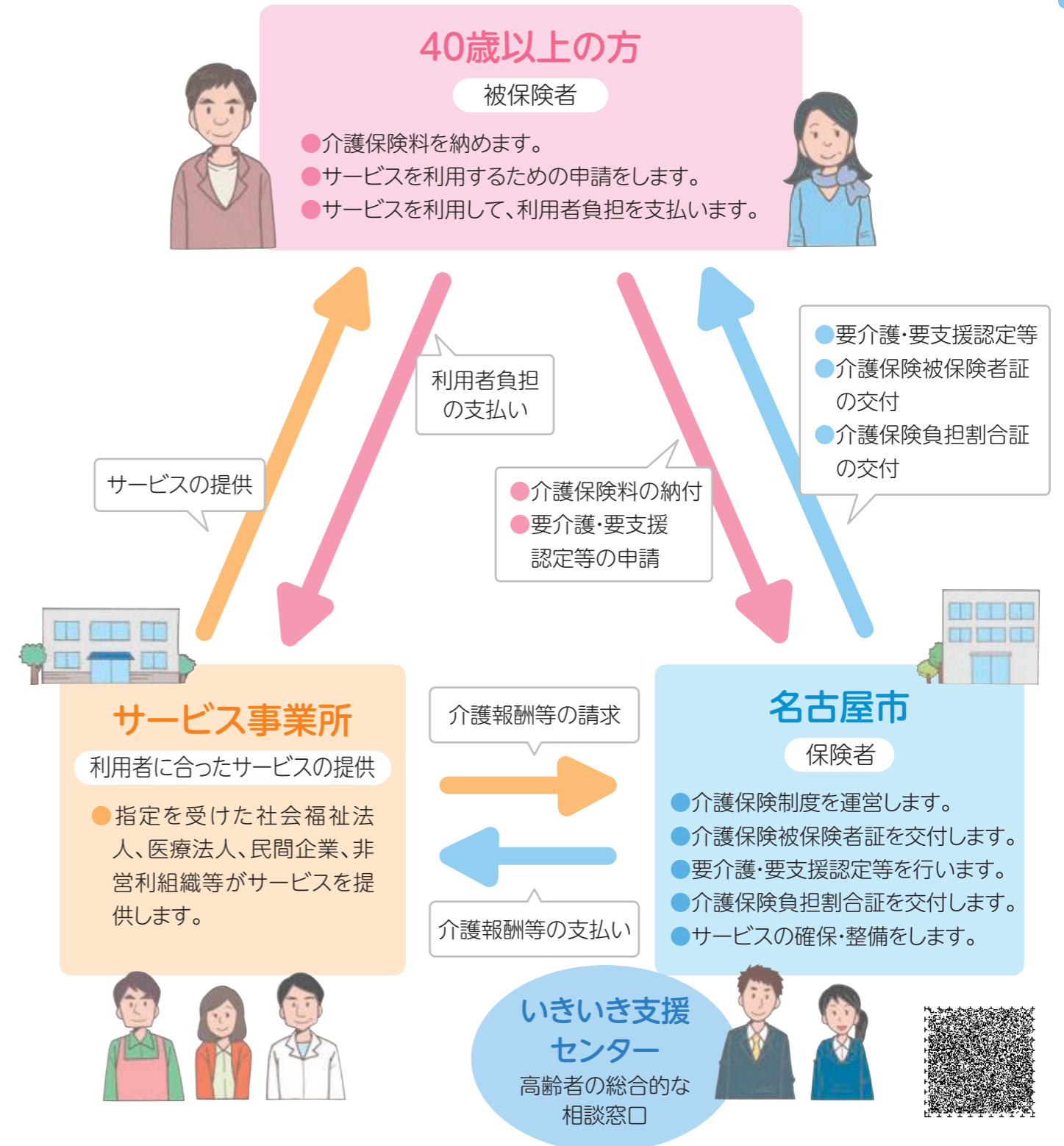
高齢化などで介護が必要な方々が増加しているなか、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人々を取り巻く地域社会での支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護について、国民への啓発を重点的に実施する「介護の日」が設定されました。「いい日、いい日」にかけた、覚えやすく親しみやすい言葉となっています。

介護保険制度のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方に被保険者として介護保険料を納めていただき、介護や支援が必要になったときにサービスが利用できるしくみです。名古屋市が保険者となって運営しています。



40歳以上の方は介護保険の被保険者です

介護保険に加入する方

名古屋市に住んでいる40歳以上の方は、介護保険の被保険者です。年齢によって2種類に分かれ、介護サービス・介護予防サービスを利用できる条件も異なります。

介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

第1号被保険者

65歳以上の方



介護サービス・介護予防サービスを利用できるのは**介護が必要と認定された方**です。

(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービス・介護予防サービスの対象となります。)

第2号被保険者

医療保険に加入している
40~64歳の方



介護サービス・介護予防サービスを利用できるのは**加齢に伴って生じる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方**です。

Check Point

16種類の特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因となる心身の障害を起こす病気で、16疾病が指定されています。

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

知っておきたい

介護保険 Q&A

Q サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか?

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入(被保険者となる)しなければなりません。外国籍の方も短期滞在などを除き、介護保険の被保険者となります。



介護保険被保険者証の交付

一人に1枚、介護保険被保険者証を交付します。医療保険の被保険者証とは別のものです。介護保険の申請などが必要になったときのために大切に保管しましょう。

65歳に到達する月(誕生日の前日が属する月)に交付します。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、要介護・要支援認定を受けた場合などに交付します。

こんなときに必要です

- ◎要介護・要支援認定の申請をするとき
- ◎基本チェックリストによる判定を受けるとき
- ◎ケアプランの作成を依頼するとき
- ◎サービスを利用するときなど

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。裏面の注意事項をよく読みましょう。

介護保険被保険者証	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	名古屋市 名古屋市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

介護予防や生活支援を行う事業もあります

高齢者の方が介護の必要な状態になることを予防し、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるように、日常生活に必要な支援を行う『介護予防・日常生活支援総合事業』(以下「総合事業」といいます。)を実施しています。

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

少し心身の機能が低下してきた方が、サービスを利用して自立した生活を目指す事業です。

この事業を利用できるのは

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された方

主な内容

- 自宅で掃除・洗濯の家事などの手助けを受けるサービス(訪問サービス)
- 施設等を通して介護予防のための運動などを行うサービス(通所サービス) など

▶ P25へ

一般介護予防事業

介護予防や認知症予防の活動に取り組んでいただくことで元気を維持する事業です。

この事業を利用できるのは

- 65歳以上のすべての方

主な内容

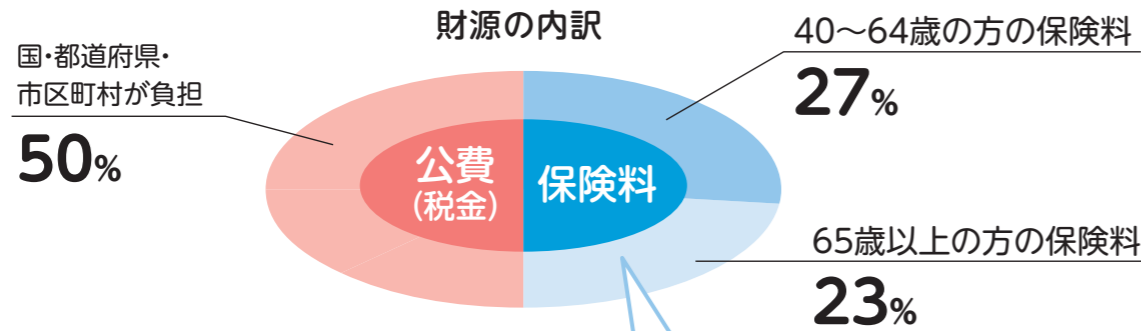
- 介護予防や認知症予防に役立つ知識や方法を学ぶ教室(いきいき教室)
- 身近な通いの場所(高齢者サロン) など

▶ P28へ

公費と保険料で運営しています

40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となっています。

保険料は大切な財源です



名古屋市の65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、名古屋市のサービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。(3年ごとに見直し)

$$\text{名古屋市に必要なサービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{名古屋市に住む65歳以上の方の人数} = \text{基準額(年額) 76,696円}$$

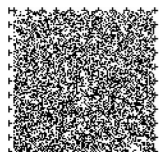
※3年ごとに見直し

Check Point

異動があった場合の届出等

資格の取得、喪失など異動があった場合は、14日以内にお住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口へ届出をしてください。

届出等が必要なとき	お持ちいただくもの
市外から転入したとき	転入前の市町村で要介護認定を受け、介護サービスを受給されている場合…転入前の市町村で交付された「受給資格証明書」(転入前の市町村で交付を受けていない場合や紛失した場合は、その旨を窓口でお伝えください。)
市外へ転出するとき	介護保険被保険者証
市内での転居や氏名の変更をしたとき	介護保険被保険者証
介護保険被保険者証を紛失したとき	免許証など本人であることを証明するもの
介護保険被保険者証が破れた・汚れたとき	破れた・汚れた介護保険被保険者証
40歳～64歳の第2号被保険者の方が介護保険被保険者証の交付を申請するとき	加入している医療保険の保険証



介護保険料はこうなっています

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

- 名古屋市では、保険料の額を所得などに応じて次の15段階に区分しており、低所得の方の負担が重ならないように配慮しています。
- 消費税を財源とした公費投入により、第1段階～第3段階の年間保険料額を9,587円、第4段階の年間保険料額を1,917円軽減しています。

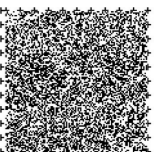
【令和元年度(平成31年度)保険料額】

保険料段階区分		保険料(年額)
第1段階	生活保護等を受けている方、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	24,927円 (基準額×0.325)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が120万円を超える方
第5段階	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税者あり	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方
第6段階	本人が市町村民税課税	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円を超える方
第7段階		本人の合計所得金額が80万円未満の方
第8段階		本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方
第9段階		本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第10段階		本人の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方
第11段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方
第12段階		本人の合計所得金額が400万円以上540万円未満の方
第13段階		本人の合計所得金額が540万円以上700万円未満の方
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方
第15段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	

※実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額になります。

※年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

※合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となります。



介護保険料の納め方

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の納め方

介護保険料の納め方には、「年金からの差し引き(特別徴収)」と「口座振替(自動払込)または納付書による納付(普通徴収)」があります。(被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを選ぶことはできません。)

特別徴収

年金年額18万円以上の方 年金からの差し引き

老齢・退職、遺族、障害年金のうち、いずれか1つでも年額18万円以上受給されている方は、年金が支給される際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。(手続きは必要ありません。)
※ただし、年額18万円以上の方でも、65歳になられた方や市外から転入された方などは、当初、口座振替(自動払込)または納付書により、各月、納付していただきます。(普通徴収となります。)

納付する月

4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の課税状況等により算定した年間保険料額の半分の額を3回に分けて納付します。			その年度の保険料額を算定し、その額から4月～9月までの保険料額を引いた残額を3回に分けて納付します。		

普通徴収

年金年額18万円未満の方 納付書・口座振替

上記の特別徴収以外の方は、口座振替(自動払込)または納付書により納付していただきます。

納付する月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の課税状況等により算定した額を各月で納付します。			その年度の保険料額を算定し、その額から4月～6月までの保険料額を引いた残額を各月で納付します。								

Check Point

介護保険料の納付は
口座振替(自動払込)が
便利です。

普通徴収の方の保険料の納付には、便利な口座振替(自動払込)をご利用ください。預(貯)金口座のある金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局または区役所福祉課の窓口へお申し込みください。(申し込み用紙は窓口にあります。)

申し込みの際にお持ちいただくもの

- ★ 預(貯)金通帳等口座番号を確認できるもの
- ★ 通帳お届け印
- ★ 介護保険被保険者証



保険料の納付の猶予・減免制度

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、保険料の納付にお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予されたり、減免されることがあります。詳しい内容につきましては、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

知っておきたい 介護保険 Q&A

Q 保険料を納めないとうなるの?



A 介護保険からの給付について制限を受けることがあります。

特別な事情もなく保険料を1年以上納めないと、介護サービス・介護予防サービスを利用したときに、納めていない期間に応じて以下のように介護保険からの給付について制限を受けることになります。また、財産(預貯金や年金等)の差押えなどを受けることがあります。

1年以上納めないと...

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うことになります。区役所に申請すると、保険給付が後日払い戻されます。

1年6ヵ月以上納めないと...

介護サービス・介護予防サービスを利用したとき、費用の全額をいったん利用者が支払うことになります。区役所に申請しても、保険給付の払い戻しが一時差し止められます。

2年以上納めないと...

納めていない期間に応じて、利用者負担が引き上げられ(※)、高額介護サービス費等(P34・35)も支給されません。
※利用者負担1割、2割の方→3割、利用者負担3割の方→4割

40歳～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料の決め方・納め方

医療保険分の保険料に介護保険分の保険料を合わせて納付します。介護保険分の保険料額は各医療保険者が、所得などに応じて決定します。
※40歳～64歳の方(第2号被保険者)の保険料につきましては、各医療保険者にお問合せください。



国民健康保険に加入している方

- 世帯主が世帯員の分も合わせて納付します。
- 同一世帯の被保険者数や各被保険者の所得金額、扶養家族の人数などに応じて保険料が異なります。
- 国庫負担があります。

健康保険や共済組合などに加入している方

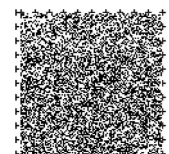
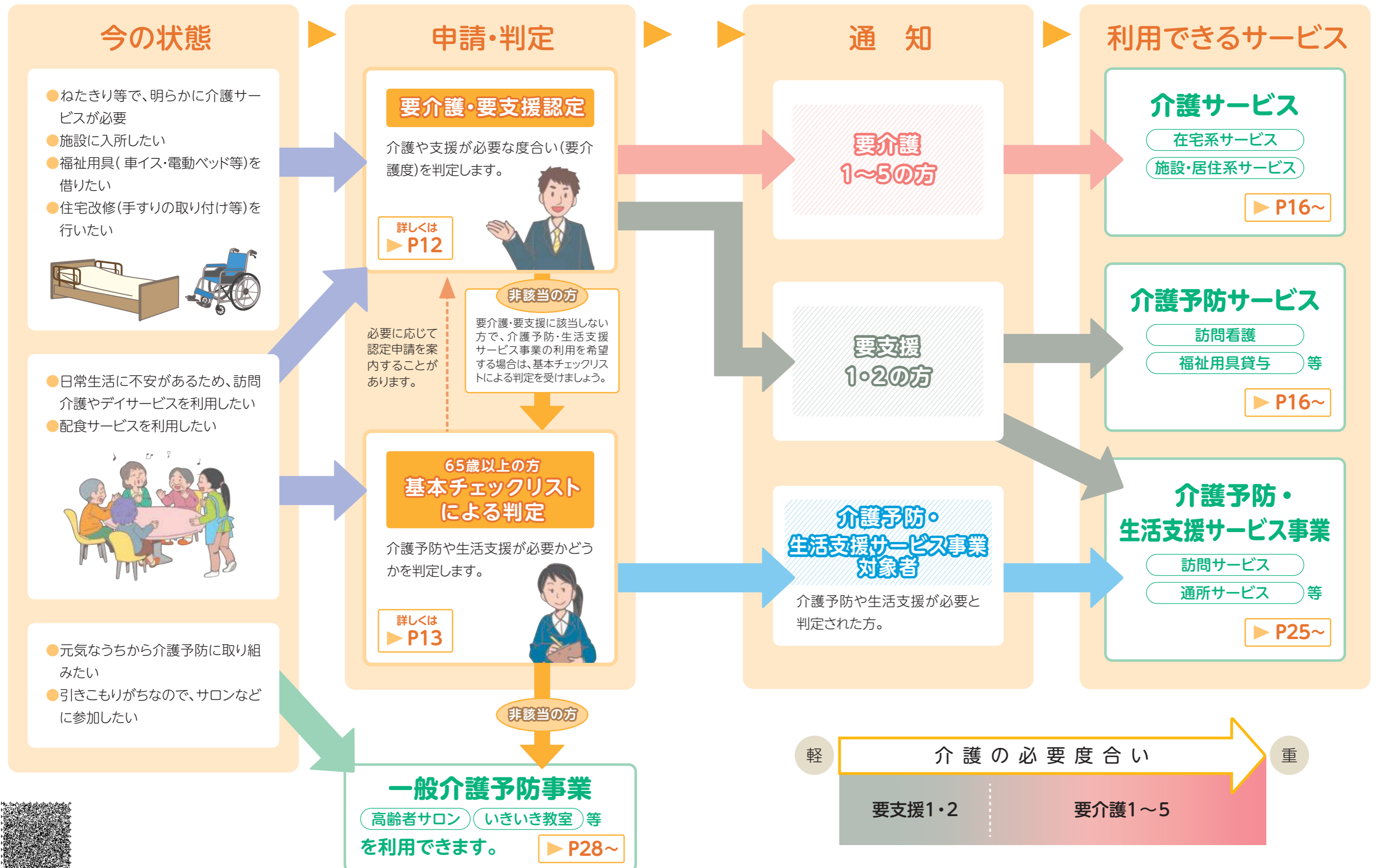
- 給与の額に応じて異なります。
- 半額は、事業主が負担します。
- 40歳～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

まずは、いきいき支援センター(P40)、区役所・支所(巻末)の担当窓口へ

いきいき支援センターや区役所・支所の窓口では、介護保険制度の説明と、各手続きのご案内をします。

申請から利用までの流れ

申請から利用までの流れ



サービスの利用手順 1

要介護・要支援認定について

介護サービス・介護予防サービスの利用を希望される方は、要介護・要支援認定を受けていただく必要があります。

① 要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援認定を受けるための申請書を提出してください。申請書は、種別により以下のとおり提出先・方法が異なります。

新規申請、区分変更申請(※1)

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口にて手続きをしてください。

更新申請

名古屋市介護認定事務センター(※2)へ郵送してください(事前にお送りする「更新申請案内」に同封されている返信用封筒をご利用ください)

※1 区分変更申請とは状態の変化により認定の有効期間中に要介護度の変更を行うための申請。

※2 「名古屋市介護認定事務センター」は、名古屋市内の要介護認定等業務(更新申請の受付、認定調査票・主治医意見書の依頼、認定通知書の発送等)を集約して行うために平成30年4月から市内に1か所設置した機関です。

次のところでも申請の依頼ができます。

- いきいき支援センター
- 高齢者いきいき相談室
- 居宅介護支援事業所
- 介護保険施設

申請に必要なもの

65歳以上の方

介護保険被保険者証

40～64歳の方

- 加入している医療保険の被保険者証
- 介護保険被保険者証(交付済の方のみ)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、申請することを医師へ伝えてください。



② 要介護・要支援認定の審査・判定

申請をすると、認定調査の後に審査・判定が行われ、介護や支援の必要な度合い(要介護度)が決まります。

認定調査	認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などについて調査を行います。
主治医の意見書	主治医が意見書を作成します。
一次判定	認定調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
二次判定(審査・判定)	一次判定や主治医の意見書などをもとに、医師などの専門家が審査します。
結果通知	申請日から原則30日以内に通知します。

【認定の有効期間】 新規の認定の有効期間は、原則として6カ月間(最長1年間)で、申請日までさかのぼって有効となります。

要介護
1～5の方
▶ P14へ

要支援
1・2の方
▶ P15へ

非該当の方

基本チェックリストによる判定について

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望の方は、要支援認定を受けていただくか、または基本チェックリストによる判定を受けていただく必要があります。

要介護・要支援認定の申請をされ、その結果が非該当の方でも、別途基本チェックリストによる判定を受けていただくことができます。その結果、介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判定された場合には、このサービスを利用することができます。

① 窓口へお越しください

窓口

お住まいの地域を担当するいきいき支援センターまたは区役所福祉課・支所区民福祉課で、基本チェックリストの用紙をお渡しします。

窓口で必要なもの

65歳以上の方 介護保険被保険者証

② 基本チェックリストの用紙に記入

基本チェックリストに記載された質問について、ご本人の状態にあてはまる選択肢を選んで記入してください。

基本チェックリストは生活機能の状態をお尋ねします

日常生活の状況および心身の状態に関する25項目の質問により、現在の状態を確認するものです。また、あわせてお尋ねする13項目の質問により、介護が必要な状態の可能性を確認し、必要に応じて要介護・要支援認定の申請のご案内をします。

③ 判定

当日に結果がわかります。

窓口で職員が基本チェックリストの回答状況を確認し、介護予防や生活支援が必要な方(介護予防・生活支援サービス事業対象者※)かどうか当日中に判定します。

※以下、事業対象者といえます。

※事業対象者の有効期間は2年間です。

事業対象者

▶ P15へ

非該当の方

一般介護
予防事業
を利用できます

▶ P28～

「要介護・要支援認定」で「非該当」と判定された方は、基本チェックリストを受けることができます。



申請から利用までの流れ

申請から利用までの流れ

サービスの利用手順 2

要介護1～5と認定された方は介護サービスを利用できます

どのような介護サービスが必要なのかを検討し、作成した「ケアプラン」に基づいてサービスを利用します。

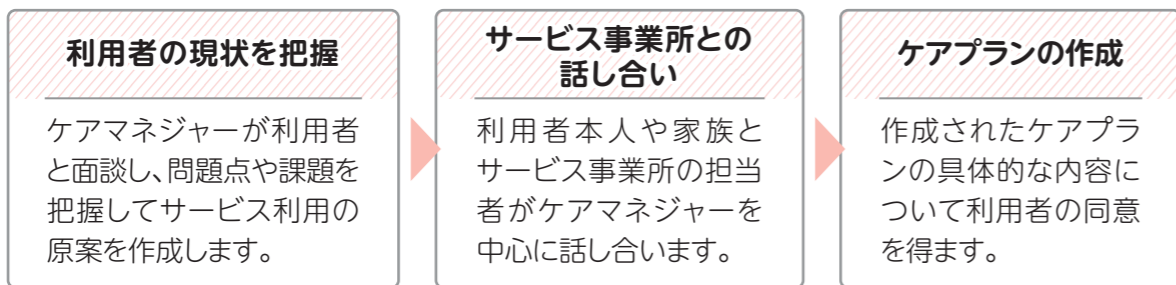
在宅で介護サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業所にケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業所が決まったら、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課に「サービス計画作成依頼届出書」を提出します。提出は本人以外でも可能です。

2 ケアプランの作成



ケアプランの相談や作成料の利用者負担はありません

3 サービス事業所と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業所と契約します。

4 在宅系サービスを利用 ▶ P16～

施設に入所したい



1 介護保険施設等と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業所などに紹介してもらうこともできます。

2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネージャーが利用者に合ったケアプランを作成します。

3 施設・居住系サービスを利用 ▶ P23～

※(看護)小規模多機能型居宅介護は施設でのサービス利用と同じ流れです。

ケアプランの相談や作成料の利用者負担はありません

Check Point

事業所等をお探しの方は

いきいき支援センター(P40)、区役所福祉課・支所区民福祉課(巻末)で相談できます。窓口にある関連冊子もご利用ください。また、担当のケアマネージャーが決まっている方はケアマネージャーに相談することもできます。

ウェブサイトでは事業所の検索やサービス内容などをご覧になれます。

名古屋市ウェブサイト

NAGOYA かいごネット

検索

厚生労働省「介護サービス情報公表システム」

介護 公表

検索

要支援1・2と認定

された方は

介護予防サービス、
介護予防・生活支援サービス事業
を利用できます。

事業対象者と判定

された方は

介護予防・生活支援サービス事業
を利用できます。

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用したい

1 いきいき支援センターにケアプラン作成を依頼

ケアプランの相談や作成料の利用者負担はありません

要支援1・2の方

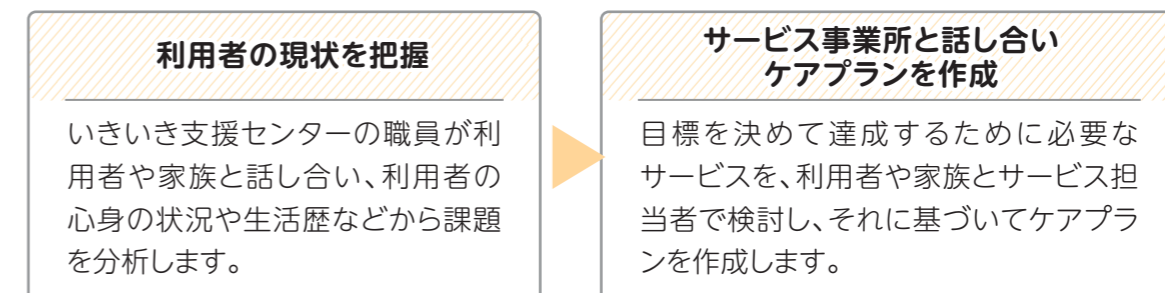
お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課に「サービス計画作成依頼届出書」を提出します。提出は本人以外でも可能です。

事業対象者の方

基本チェックリスト判定時に「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出します。

※要支援1・2の方で施設・居住系サービスを利用する場合は要介護1～5の施設入所と同じ流れです。 ▶ P14

2 ケアプランの作成



3 サービス事業所と契約

サービス提供を行う事業所と契約します。



4 ケアプランにもとづいたサービスを利用

介護予防サービスを利用 要支援1・2の方 ▶ P16～

介護予防・生活支援サービス事業を利用 要支援1・2の方 事業対象者 ▶ P25～



申請から利用までの流れ

申請から利用までの流れ

利用できるサービス

介護サービス・介護予防サービス

全サービス共通

- 地域密着型サービス** は、原則、名古屋市民の方のみ利用できます。
- 共生型サービス** は、障害のある方が障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。
- 記載の利用者負担は目安であり、また、各種加算等の分は含んでいません。利用するサービスや施設の状況などにより各種加算等が生じますので、実際にお支払いいただく額はこれら各種加算等の分を加えたものになります。
- 令和元年10月からほとんどのサービスの利用者負担が引き上げられる予定です。

在宅系サービス

自宅へ訪問する

日常生活を支援するサービスを受ける 要介護 1~5

訪問介護(ホームヘルプサービス) 共生型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を受けていただくサービスです。

- 身体介護中心** ●食事、入浴、排せつのお世話 ●起床や就寝のお世話 など
- 生活援助中心** ●住居の掃除 ●洗濯 ●買い物 ●食事の準備、調理 など



ご注意! 次のサービスは介護保険の対象となりません。

- 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。
- 本人以外の家族のための家事 ●ペットの世話
- 預金の引き出し、預け入れ ●留守番 ●来客の応対
- 家具の移動や修繕、模様替え ●草むしり など

1回あたりの利用者負担(1割)の目安

身体介護中心	20分~30分未満	274円
	30分~1時間未満	436円
生活援助中心	20分~45分未満	200円
	45分以上	247円
通院等乗降介助(1回)		109円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅で入浴する 要介護 1~5 要支援 1~2

訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助を受けていただくサービスです。



1回あたりの利用者負担(1割)の目安

要介護1~5	1,382円
要支援1~2	934円

看護師などによる訪問を受ける 要介護 1~5 要支援 1~2

訪問看護 介護予防訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、点滴の管理等を行うサービスです。



1回あたりの利用者負担(1割)の目安【要介護の方】

病院・診療所から	20分~30分未満	438円
	30分~1時間未満	629円
訪問看護ステーションから	20分~30分未満	516円
	30分~1時間未満	902円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする 要介護 1~5 要支援 1~2

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

リハビリの専門家が訪問し、自宅でリハビリを受けていただくサービスです。



1回あたりの利用者負担(1割)の目安

1回	314円
----	------

医師などによる療養上の管理や指導を受ける 要介護 1~5 要支援 1~2

居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方や食事など療養上の管理・指導を受けていただくサービスです。



1回あたりの利用者負担(1割)の目安

【同月同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合】

医師・歯科医師の場合	月2回まで	507円
医療機関の薬剤師の場合	月2回まで	558円
薬局の薬剤師の場合	月4回まで	507円
管理栄養士の場合	月2回まで	537円
歯科衛生士等の場合	月4回まで	355円

夜間に訪問介護を受ける 要介護 1~5

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を行う訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を行う随時対応の訪問介護などがあります。



地域密着型サービス

1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安
【基本対応の場合】

1カ月	1,115円
-----	--------

24時間対応の訪問介護・訪問看護を受ける 要介護 1~5

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師などが定期的な訪問を行います。また、通報や電話などにより、随時対応も行います。



1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安

【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	6,261円	9,135円
要介護2	11,176円	14,271円
要介護3	18,557円	21,784円
要介護4	23,473円	26,854円
要介護5	28,388円	32,533円

弁当の配達とともに安否確認をする 要介護 1~5

生活援助型配食サービス

自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関等に連絡させていただきます。



1回あたりの利用者負担(1割)の目安

1回	20円
----	-----

※上記の費用は、安否確認等に要する費用であり、**弁当代は別途必要**です。

利用できるサービス

利用できるサービス

施設に通って利用する

施設に通って食事・入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。



共生型サービス

1回あたりの利用者負担(1割)の目安
【通常規模の施設】
【7時間以上8時間未満の利用の場合】

要介護1	689円
要介護2	813円
要介護3	943円
要介護4	1,072円
要介護5	1,201円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

小規模な施設に通って食事・入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。



地域密着型サービス 共生型サービス

1回あたりの利用者負担(1割)の目安
【7時間以上8時間未満の利用の場合】

要介護1	785円
要介護2	927円
要介護3	1,075円
要介護4	1,222円
要介護5	1,369円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症の方が施設に通って食事・入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 要支援 1・2

認知症対応型通所介護 地域密着型サービス

認知症の方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けていただくサービスです。



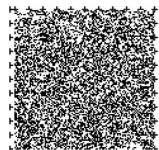
1回あたりの利用者負担(1割)の目安
【7時間以上8時間未満の利用の場合】

要支援1	923円
要支援2	1,031円
要介護1	1,067円
要介護2	1,183円
要介護3	1,299円
要介護4	1,416円
要介護5	1,532円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護サービスをご利用の方へ

平成30年4月から「共生型サービス」が創設されました。障害のある方が介護保険を利用する場合、「共生型サービス」としてこれまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。



施設に通ってリハビリをする

要介護 1~5 要支援 1・2

通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所などに併設され、理学療法士や作業療法士など専門スタッフによる日帰りの機能訓練などを受けていただくサービスです。



1回あたりの利用者負担(1割)の目安
【通常規模の施設/7時間以上8時間未満の利用の場合】

要介護1	771円
要介護2	920円
要介護3	1,070円
要介護4	1,247円
要介護5	1,419円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安

要支援1	1,854円
要支援2	3,915円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5 要支援 1・2

小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」(介護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けただけです。



1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援1	3,686円
要支援2	7,448円
要介護1	11,177円
要介護2	16,426円
要介護3	23,894円
要介護4	26,371円
要介護5	29,078円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5

看護小規模多機能型居宅介護

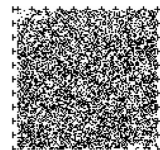
地域密着型サービス

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けただけです。

1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護1	13,366円
要介護2	18,702円
要介護3	26,289円
要介護4	29,816円
要介護5	33,726円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。



生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

要介護 1~5 要支援 1~2

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①~④のみ利用できます*。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1~3の方も利用できます。)

- | | |
|---|--|
| ①手すり(工事をとまなわないもの) | ⑨床ずれ防止用具 |
| ②スロープ(工事をとまなわないもの) | ⑩体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ③歩行器 | ⑪認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ④歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) | ⑫移動用リフト
(立ち上がり座いす、入浴用リフト、
段差解消機、階段移動用リフトを含む) |
| ⑤車いす | ⑬自動排せつ処理装置 |
| ⑥車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | |
| ⑦特殊寝台(電動ベッド) | |
| ⑧特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、スライディングボード、
入浴用でない介助用ベルト等) | |



*原則として対象となっていない用具も必要と認められた場合は例外的に借りることができる場合もあります。

費用の1割~3割が利用者負担です。(用具の種類、事業所によって費用は異なります。)

利用できるサービス

トイレ・入浴関連の福祉用具を買う

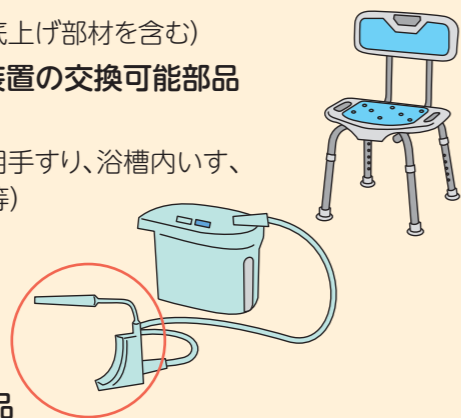
要介護 1~5 要支援 1~2

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

申請が必要です

次の福祉用具を指定の事業所から購入する場合に対象となります。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、
入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトの
つり具の部分



交換部品

*レシーバー、チューブ、タンクなどのうち、尿や便の経路となるもの

支払い方法は2通りあります。

【受領委任払い方式】

登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割~3割を事業所に支払います。

【償還払い方式】

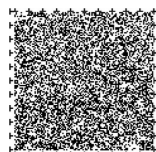
登録事業所以外を利用する場合、利用者は費用の全額を事業所に支払います。その後、名古屋市から利用者に9割~7割が支給されます。

*区役所福祉課または支所区民福祉課に申請が必要です。

*指定の事業所以外から購入した場合は、対象となりません。

*利用限度額は1年度(4月1日から1年間)あたり10万円です。超えた額は全額自己負担となります。

費用の1割~3割が利用者負担です。(用具の種類、事業所によって費用は異なります。)



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

要介護 1~5 要支援 1~2

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模なリフォーム(住宅改修)のうち、下記の工事が対象となります。

申請が必要です

支払い方法は2通りあります。

【受領委任払い方式】

登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割~3割を事業所に支払います。

【償還払い方式】

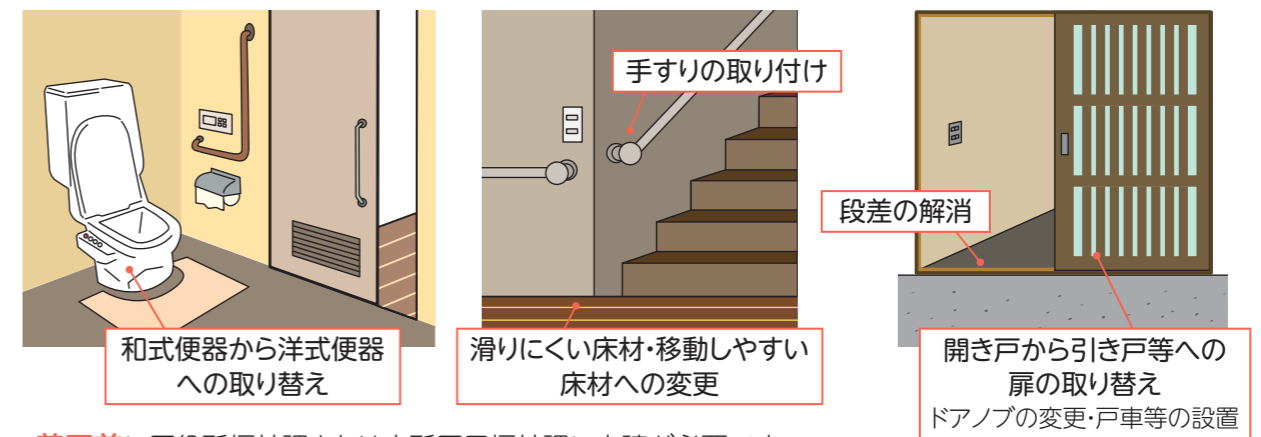
登録事業所以外を利用する場合、利用者は費用の全額を事業所に支払います。その後、名古屋市から利用者に9割~7割が支給されます。

介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

*屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか区役所の窓口にご相談しましょう。



*着工前に区役所福祉課または支所区民福祉課に申請が必要です。

*利用限度額は利用者1人あたり20万円です。超えた額は全額自己負担となります。

ただし、引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度利用できます。

*1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

手続きの流れ【償還払い方式(後から払い戻される)の場合】

相談・検討

●区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口やケアマネジャーに相談します。

申請

●工事を始める前に、区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口で、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真(日付入り)等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

●区役所福祉課または支所区民福祉課の審査結果を受けてから着工します。
●改修後、写真を撮影します(日付入り)。
●改修費用をいったん全額自己負担して事業所に支払います。

払い戻し(工事完了)の手続き

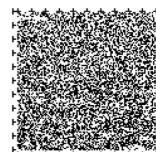
●工事が完了したら、区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口で写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

●工事が介護保険の対象であると認められた場合、工事代金の9割~7割が支給されます。

費用の1割~3割が利用者負担です。(工事の種類、事業所によって費用は異なります。)

利用できるサービス



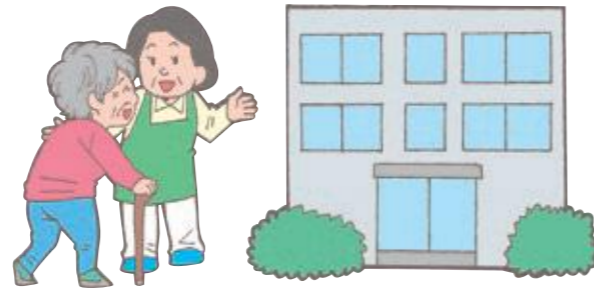
短期間施設に入所する

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 要支援 1・2

短期入所生活介護(ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。



共生型サービス

1日あたりの利用者負担(1割)の目安
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	739円	633円	633円
要介護2	812円	707円	707円
要介護3	891円	782円	782円
要介護4	963円	856円	856円
要介護5	1,036円	927円	927円

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	555円	474円	474円
要支援2	689円	588円	588円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。
※原則、連続利用は30日までです。

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 要支援 1・2

短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもと、介護や機能訓練などを受けていただくサービスです。



1日あたりの利用者負担(1割)の目安
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	889円	805円	883円
要介護2	937円	853円	934円
要介護3	1,003円	918円	999円
要介護4	1,060円	973円	1,053円
要介護5	1,114円	1,028円	1,110円

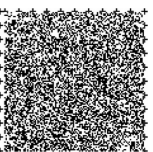
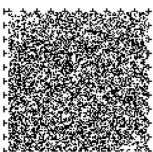
要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援1	664円	618円	653円
要支援2	831円	768円	817円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。
※原則、連続利用は30日までです。

Check Point

居室の違い

- ユニット型個室およびユニット型個室的多床室=共同生活室(リビング)を併設している個室
- 従来型個室=共同生活室(リビング)を併設していない個室
- 多床室=定員2人以上の、個室ではない居室



施設・居住系サービス

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護 1~5 要支援 2

認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

介護予防認知症対応型共同生活介護

地域密着型サービス

認知症の方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けていただくサービスです。



1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	24,614円
要介護1	24,738円
要介護2	25,916円
要介護3	26,691円
要介護4	27,218円
要介護5	27,745円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援1の方は利用できません。

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護 1~5 要支援 1・2

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム(介護付有料老人ホーム)などに入居している方に、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業所がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安【包括型(一般型)】

要支援1	5,983円
要支援2	10,230円
要介護1	17,701円
要介護2	19,840円
要介護3	22,134円
要介護4	24,242円
要介護5	26,505円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

小規模な有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護 1~5

地域密着型

地域密着型サービス

特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居している方へのサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただけます。



1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安

要介護1	17,701円
要介護2	19,840円
要介護3	22,134円
要介護4	24,242円
要介護5	26,505円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

生活介護が中心の施設に入所する

要介護 3~5

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護できない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護を受けていただけます。

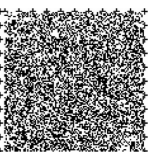
1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	21,080円	18,445円	18,445円
要介護2	23,281円	20,708円	20,708円
要介護3	25,699円	23,033円	23,033円
要介護4	27,931円	25,265円	25,265円
要介護5	30,132円	27,466円	27,466円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

新規に入所できるのは原則として、
要介護3以上の方です。

※やむを得ない事情がある場合、
要介護1・2の方も入所を認められる場合があります。



小規模な生活介護が中心の施設に入所する

要介護 3~5

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型サービス

(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員29人以下の小規模な施設です。つねに介護が必要で、自宅では介護できない方が対象です。食事・入浴などの介護を受けていただけます。



1か月あたりの利用者負担(1割)の目安

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	21,328円	18,724円	18,724円
要介護2	23,591円	21,018円	21,018円
要介護3	26,009円	23,312円	23,312円
要介護4	28,272円	25,637円	25,637円
要介護5	30,535円	27,869円	27,869円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

※やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の方も入所が認められる場合があります。

介護やリハビリが中心の施設に入所する

要介護 1~5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護の必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けて、家庭への復帰を目指します。



1か月あたりの利用者負担(1割)の目安

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	25,730円	23,126円	25,544円
要介護2	27,218円	24,614円	27,125円
要介護3	29,295円	26,629円	29,140円
要介護4	31,031円	28,365円	30,845円
要介護5	32,736円	30,039円	32,581円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

長期間、医療が必要な方向け

要介護 1~5

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



1か月あたりの利用者負担(1割)の目安

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	27,156円	23,002円	26,598円
要介護2	30,752円	26,567円	30,163円
要介護3	38,440円	34,286円	37,882円
要介護4	41,726円	37,572円	41,168円
要介護5	44,671円	40,517円	44,113円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

病院での療養が中心の施設に入所する

要介護 1~5

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養の必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設で、医療や看護などを受けていただけます。



1か月あたりの利用者負担(1割)の目安

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	25,420円	21,235円	24,676円
要介護2	28,830円	24,645円	28,086円
要介護3	36,208円	32,023円	35,464円
要介護4	39,339円	35,185円	38,626円
要介護5	42,160円	37,975円	41,416円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防・生活支援サービス事業

介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を目指した生活支援のサービスです。心身の状態に応じて適切なサービスが受けられます。

○記載の利用者負担は目安であり、また、各種加算等の分は含んでいません。利用するサービスや施設の状況などにより各種加算等が生じますので、実際にお支払いいただく額は、これら各種加算等の分を加えたものになります。

○令和元年10月からほとんどのサービスの利用者負担が引き上げられる予定です。

訪問サービス

要支援 1・2 事業対象者

予防専門型訪問サービス

共生型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を受けていただくサービスです。



1か月あたりの利用者負担(1割)の目安

週1回程度	1,291円
週2回程度	2,581円
週2回超(要支援2の方のみ)	4,093円

要支援 1・2 事業対象者

生活支援型訪問サービス

ホームヘルパーや名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を受けていただくサービスです。

1か月あたりの利用者負担(1割)の目安

週1回程度	1,039円
週2回程度	2,078円
週2回超(要支援2の方のみ)	3,117円



要支援 1・2 事業対象者

地域支えあい型訪問サービス

地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換等の、日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を受けていただくサービスです。

利用者負担はありません。なお、地域支えあい手帳(※)の交付にあたっては、実費300円が必要となります。

※サービスの利用説明を掲載しており、サービスの利用を記録いただくものです。

●お住まいの地域によっては、提供できない場合があります。

(現在、全市での展開を目指し、順次、実施地域を拡大しています。)



訪問サービスのうち、「予防専門型訪問サービス」と「生活支援型訪問サービス」は、併用できません。

利用できるサービス

利用できるサービス

通所サービス

要支援 1・2 事業対象者

予防専門型通所サービス 共生型サービス

施設 デイサービスセンター等
内容 食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。

1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安

週1回程度	1,759円
週2回程度(要支援2の方のみ)	3,607円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



要支援 1・2 事業対象者

ミニデイ型通所サービス

施設 デイサービスセンター等
内容 自立した生活を目指して『なごや介護予防・認知症予防プログラム』(P27)を活用した機能訓練等を受けていただくサービスです。(原則6カ月間)

1カ月あたりの利用者負担(1割)の目安

週1回(原則6カ月間)	1,481円
-------------	--------

※食費は別途負担となります。



要支援 1・2 事業対象者

運動型通所サービス

施設 デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等
内容 転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操などを行います。(原則6カ月間)

○サービスの中に「送迎」は含まれません。

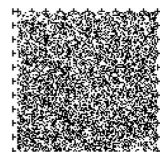
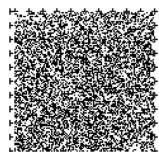
1回あたりの利用者負担(1割)の目安

週1回(原則6カ月間)	246円
-------------	------

※食費は別途負担となります。



通所サービスのうち、「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」、「運動型通所サービス」は併用できません。(いずれか1つのサービスをご利用いただけます。)



生活支援サービス

要支援 1・2 事業対象者

自立支援型配食サービス

内容 自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。あわせて、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関に連絡させていただきます。

1回あたりの利用者負担(1割)の目安

1回	20円
----	-----

上記の費用は、安否確認等に要する費用であり、**弁当代は別途必要**です。



『なごや介護予防・認知症予防プログラム』 心と身体の維持・改善を目指します!!!!

プログラム内容

ウォーミングアップ 自宅でも簡単にしやすい体操で、体を温めて動かしやすい状態にします。	アセスメント 体力測定等を行い、体の状態を確認します。	運動(脳賦活運動) グループで運動しながら、計算やじゃんけん等、ルールに沿って頭を使います。
栄養 栄養バランスのよい食事や簡単な調理法について学び、実生活に取り入れられるよう支援します。	口腔 お口の体操を行い、噛む力や唾液を増やし、十分な栄養が吸収できるよう支援します。	セルフチャレンジプログラム それぞれ一人ひとりが目標を立て、自分らしく楽しく取り組みます。

運動・栄養・口腔分野などの専門家が検討して作った本市独自のプログラムです。

介護を予防する取り組みの中でも、認知症の予防に効果があるといわれる内容を取り入れています。そして、心と体の両方に働きかけることができるよう、さまざまな内容を効果的に組み合わせています。

参加人数 少人数のグループで楽しく行います。

実施期間 目安は、6カ月間(週1回)とします。

プログラム参加者の声

日ごろ食べていない食材がわかったことで、心がけて食べるようになりました。(74歳)

自宅でも運動を繰り返すようにすると、トイレでの立ち上がりもスムーズになりました。(76歳)

ウォーミングアップを続けていくと、肩や膝の痛みも抑えられました。(82歳)

利用できるサービス

一般介護予防事業

高齢者の方が介護予防の活動に取り組んでいただけるよう、介護予防や認知症予防の知識を学ぶ教室を開催するもので、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる「通いの場」を提供しています。

○教室・施設などの開催日時は、それぞれのお問合せ先へお尋ねください。

対象者 65歳以上のすべての方

利用者負担 **利用者負担はありません。**(ただし、教材費や宿泊費等の実費負担は別途必要です。)

保健センター いきいき教室

各区の保健センター等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催しています。

お問合せ先

各区の保健センター ▶ P43

福社会館 認知症予防教室

各区の福社会館では、認知症予防のための運動を行っています。また、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催しています。

お問合せ先

各区の福社会館 ▶ P43

コミュニティセンター 高齢者はつつ長寿推進事業

コミュニティセンターなど身近な場所において、レクリエーションや趣味の教室等を通じて仲間づくりのできるプログラムを行っています。

お問合せ先

各区の社会福祉協議会 ▶ P43



休養温泉ホーム松ヶ島で 健康イベント・健康宿泊プラン

休養温泉ホーム松ヶ島において、保健師などによる健康相談や健康講話を定期的に行うとともに、健康指導を中心とした宿泊プランを提供しています。

お問合せ先

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島 ☎0594-42-3330

大学で なごや健康カレッジ

健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催しています。

お問合せ先

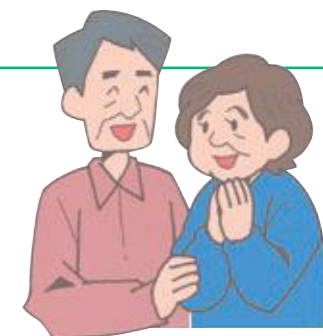
健康福祉局 健康増進課 ☎972-3078

身近な場所で 高齢者サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。地域の住民の方などが高齢者サロンを開催しています。

お問合せ先

各区社会福祉協議会 ▶ P43



Check Point

高齢者サロンって？

Q どんなことをしているの？

A おしゃべりや情報交換、茶話会、食事会、体操、ゲーム、季節の行事など、参加者が楽しめる内容が用意されています。

Q どのところでやっているの？

A コミュニティセンターや集会所、個人宅など、色々な場所で開かれています。

Q いつ開かれているの？

A 月1～2回など、定期的に行われています。
高齢者サロンによって開催の頻度や回数が異なります。



「高齢者サロン」は、誰でも参加できる、まるで地域の『お茶の間』のようなところ。お近くでお気に入りの場所が見つかるかもしれません。ぜひ足を運んでみてください。

介護予防で元気づくり!

寝たきりはちょっとしたことから

「年をとって体を動かすことがおっくうになった」「歯が抜けて食べ物が思うように食べられなくなった」など、日常のちょっとしたことから介護が必要になる例が多くあります。寝たきりとは関係ないように思われそうですが、体を動かさなかったり栄養が不足したりすると筋力が低下し、転倒しやすくなります。そして転倒が原因で骨折すると、そのまま寝たきりの状態になる危険性が高まります。いつまでもハツラツと元気に過ごすためにも、心身の老化のサインに早く気づき、体の機能を維持・向上させるなどの対応を心がけましょう。

寝たきりにならないよう、今日から介護予防をしましょう!

1 最近、よくつまずくようになった



2 運動器の機能低下
家の中や外出先で転んでしまった



3 閉じこもりの状態
転ぶのがこわくて外出しなくなった



4 低栄養の状態
動かないので食欲もわかず欠食するようになった



5 生活機能の低下
ますます筋力が低下。立つこともままならない状態に



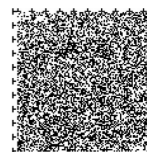
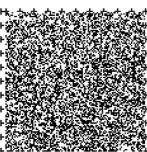
6 ついには寝たきりに!!



Check Point

元気なうちから介護予防を!

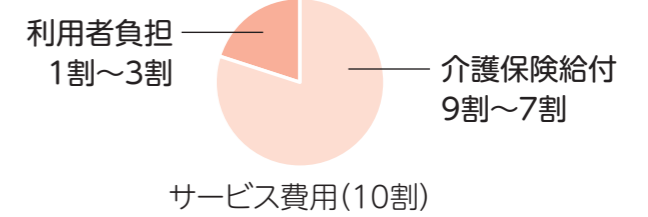
今はまだ不自由なく動けるから自分は大丈夫、という過信は禁物。元気なときこそ介護予防に取り組むチャンスです。体力づくりや食生活の改善、口腔ケアなど、毎日の生活ですぐにできることから始めましょう。



利用者負担について

サービスにかかる費用

サービスを利用した場合、原則として費用の1割～3割を負担し、9割～7割が介護保険から給付されます。



サービスの利用者負担割合

負担割合	基準(以下①②のいずれにも該当する場合)
3割	①本人の合計所得金額*1が220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入*2と 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が ・同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合 340万円以上 ・同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合 463万円以上
2割	①本人の合計所得金額*1が160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入*2と 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)の合計が ・同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合 280万円以上 ・同一世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合 346万円以上
1割	上記以外の方

○上記の表にかかわらず、64歳以下の方、市町村民税非課税の方や生活保護等を受けている方の負担割合は1割です。
※1「合計所得金額」については、P7を参照してください。
※2 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

介護保険負担割合証

介護保険で認定を受けた方及び事業対象者の方には、一人に1枚、介護保険負担割合証を交付します。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合(1割～3割)を記載しています。
■適用期間は8月～翌年7月で、毎年交付します。
■負担割合証は毎年色が変わります。

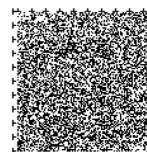
住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合(1割～3割)を記載しています

Check Point

こんなときに必要です

★サービスを利用するとき(介護保険被保険者証とあわせてサービス事業所等に提示してください) など



在宅系サービス等の支給限度額

介護サービス・介護予防サービスの在宅系サービス及び介護予防・生活支援サービス事業は、要介護度ごとに利用できる限度額が決められています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額(1ヶ月の目安)	
	～令和元年9月	令和元年10月～(予定)
要支援1・事業対象者	50,030円	50,320円
要支援2	104,730円	105,310円
要介護1	166,920円	167,650円
要介護2	196,160円	197,050円
要介護3	269,310円	270,480円
要介護4	308,060円	309,380円
要介護5	360,650円	362,170円

上記は目安であり、利用するサービスによって異なります。



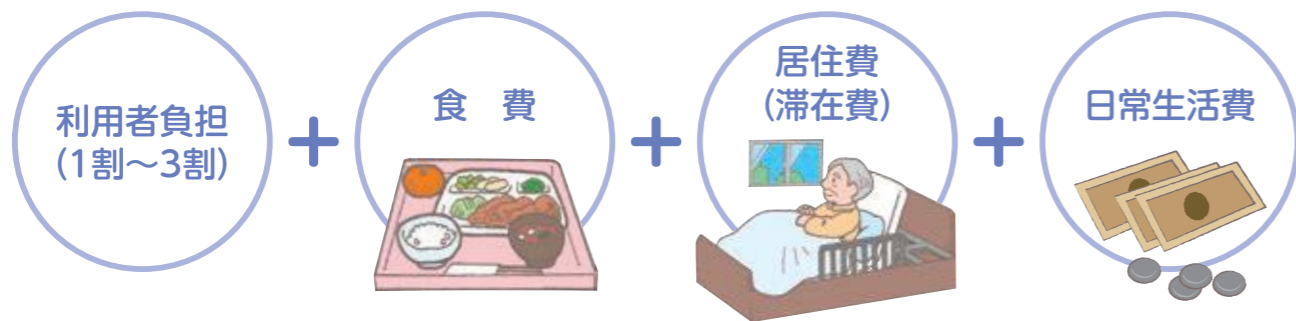
支給限度額の中に含まれないサービスもあります

- 特定福祉用具購入(1年間10万円まで)
- 地域支えあい型訪問サービス
- 居宅介護住宅改修(20万円まで)
- 配食サービス(生活援助型・自立支援型)
- 居宅療養管理指導

※介護予防サービスについても同様です。

※施設に入所して利用するサービスは、支給限度額に含まれません。

短期入所、施設・居住系サービスを利用した場合



※日常生活費…身の回り品の費用・教養娯楽費など

居住費(滞在費)、食費の目安

P23のサービス(介護老人福祉施設を除く)は対象外です

利用者の負担額は施設との契約により決まり、居室の種類や施設により異なります。世帯に市町村民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

利用者負担額(日額)	居住費(滞在費)			食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
特別養護老人ホーム 短期入所生活介護		1,640円(1,668円) (1,150円(1,171円))	840円 (855円)	1,380円 (1,392円)
介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 短期入所療養介護	1,970円 (2,006円)	1,640円 (1,668円)	370円 (377円)	

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。
※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が上表の金額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。
※居室の種類については、右記のように分けられます。
※令和元年10月から()内の金額に変更される予定です。

居室の種類	
ユニット型個室	共有リビングがある完全個室部屋
ユニット型個室的多床室	共有リビングがある簡易個室部屋
従来型個室	共有リビングがない個室部屋
多床室	相部屋

所得の低い方は居住費(滞在費)・食費が軽減されます

申請が必要です

P23のサービス(介護老人福祉施設を除く)は対象外です

下表の第1から第3段階に該当する方は、下表の限度額までの負担となります。あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された負担限度額認定証を、サービスを利用する施設に提示する必要があります。ただし、一定以上の預貯金等の資産がある場合は、対象外となります。*1

利用者負担額(日額)	居住費(滞在費)の限度額			食費の限度額
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
第1段階 ● 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ● 生活保護の受給者など	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 ● 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む)と合計所得金額*2(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 ● 世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。
※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。
※限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

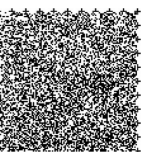
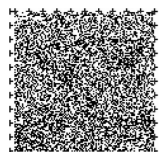
*1 世帯が分かれていても配偶者に市町村民税が課税されている場合や、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合などは対象外となります。

*2 「合計所得金額」については、P7を参照してください。

住民税が課税されている世帯に対する居住費・食費の軽減

申請が必要です

負担限度額の認定は住民税が課税されている世帯は対象になりませんが、高齢夫婦などで一方が施設に入所した場合、在宅で生活する配偶者が生計困難にならないよう、一定の要件を満たす場合には、居住費・食費が軽減されます。



介護保険の利用者負担が高くなったとき

高額介護サービス費

申請が必要です

同じ世帯の利用者が、同じ月に利用した介護サービス・介護予防サービスの利用者負担の合計が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を支給します。(初回のみ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請していただければ、以後は自動的に口座に振り込まれます。)

介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担についても同様の制度(総合事業高額サービス費)があります。



介護保険以外の公費助成制度で受給者証の交付を受けている方(公費負担医療受給者)のうち、公費分本人負担が生じた方は、公費分本人負担にかかる領収書及び受給者証を添付のうえ、別途申請できます。

利用者負担の負担上限額(月額)

利用者負担段階区分	上限額
生活保護の受給者など	15,000円(個人)
・高齢福祉年金受給者 ・年金収入 ^{※1} と合計所得金額 ^{※2} (年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下の方	15,000円(個人)
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円
市町村民税課税者がいる世帯	44,400円 ^{※3}

※1 年金収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。

※2 「合計所得金額」については、P7を参照してください。

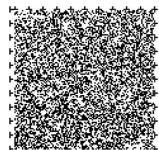
※3 1割負担者のみの世帯(課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上である世帯を除く。)については、年間上限額446,400円(37,200円×12カ月)が設定されます。[3年間の時限措置(平成29年8月から平成30年7月までの1年間のサービス分から)]



Check Point

このような費用は対象となりません

- 特定福祉用具購入の利用者負担分
- 居宅介護住宅改修の利用者負担分
- 配食サービス(生活援助型・自立支援型)の利用者負担分
- 支給限度額を超える利用者負担分
- 居住費(滞在費)・食費・日常生活費など



介護保険と医療保険の利用者負担が高くなったとき

高額医療合算介護サービス費

申請が必要です

年間の介護サービス・介護予防サービスと医療費の利用者負担(それぞれサービスの限度額適用後の利用者負担)の合計が一定の限度額を超えたときは、超えた分を支給します。

「高額介護サービス費」の支給に加え、各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、1年間(8月から翌年7月)の医療保険と介護保険の利用者負担額を合算した額から世帯の負担限度額(年額)を差し引いた額が501円以上となる場合、この限度額を超えた分の内、介護保険にかかる部分を「高額医療合算介護サービス費」として支給します。なお、医療保険にかかる部分については「高額介護合算療養費」として医療保険者より支給されます。

※介護予防・生活支援サービス事業と医療費の利用者負担(それぞれサービスの限度額適用後の利用者負担)の合計についても同様の制度(総合事業高額医療合算サービス費)があります。

世帯の負担限度額(年額)

【70歳以上の方、後期高齢者医療の方】

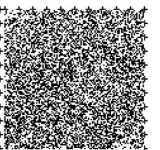
所得区分	課税所得	保険区分	・後期高齢者医療(世帯内の被保険者)+介護保険 ・被用者保険又は国民健康保険(世帯内の70~74歳)+介護保険
① 一定以上所得がある世帯	690万円以上		212万円
	380万円以上690万円未満		141万円
	145万円以上380万円未満		67万円
② 一般世帯			56万円
③ 市町村民税非課税世帯			31万円
④ ③のうち、所得が一定以下の世帯			19万円

※所得区分④の世帯の中で、サービスを実際に利用している方が複数いる場合は、③の負担限度額が適用されます。

【70歳未満の方】

所得区分	所得額 [※]	保険区分	被用者保険または国民健康保険(世帯内の70歳未満)+介護保険
	901万円超		212万円
	600万円超901万円以下		141万円
	210万円超600万円以下		67万円
	210万円以下		60万円
		市町村民税非課税世帯	34万円

※所得とは、前年中(1月~7月は前々年中)のすべての所得(退職所得を除く)を合計した金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた後の額です。



その他の負担軽減

認知症高齢者グループホーム居住費助成

申請が必要です

認知症高齢者グループホームに入居する、以下の①～③すべての要件を満たす方に対して、月額20,000円を上限に居住費を助成します。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された助成認定証を、サービスを利用するグループホームへ提示する必要があります。

対象となる方

- ①市町村民税非課税世帯
(別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税)
- ②本人の年金収入(遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む)と合計所得金額*
(年金収入に係る所得分を除く)の合計が80万円以下
- ③預貯金等が一定額以下(単身1,000万円、夫婦2,000万円)

*「合計所得金額」については、P7を参照してください。

*生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については、助成の対象になりません。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度(社福軽減)

申請が必要です

生活保護受給者もしくは、中国残留邦人等支援給付受給者(以下、生活保護受給者等という。)または市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方については、軽減を実施している社会福祉法人等が利用者負担を減額する制度があります。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された社福軽減の確認証を、サービスを利用する施設等へ提示する必要があります。

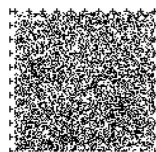


内容

軽減を実施している社会福祉法人及び名古屋市が行っている以下のサービスについて、利用者負担(1割)、居住費(滞在費)および食費の一部が減額されます。生活保護受給者等については、特別養護老人ホームまたは(介護予防)短期入所生活介護における個室の居住費(滞在費)に限ります。

対象サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 - 地域密着型介護老人福祉施設
 - 訪問介護
 - 夜間対応型訪問介護
 - 予防専門型訪問サービス
 - 通所介護(デイサービス)
 - 地域密着型通所介護(デイサービス)
 - 認知症対応型通所介護(デイサービス)*
 - 予防専門型通所サービス
 - 短期入所生活介護(ショートステイ)*
 - 小規模多機能型居宅介護*
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 看護小規模多機能型居宅介護
- *は介護予防型を含む



災害等による負担の減免制度

申請が必要です

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担(1割～3割)が減免されることがあります。区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

障害者ホームヘルプサービスを利用していた方などの負担軽減の支援措置

申請が必要です

65歳となり介護保険適用となった方で、その前おおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方または特定疾病を原因とした障害によって要介護認定等を受けた40歳～64歳の方で、障害福祉サービスにおいて、生活保護を必要としなくなるよう、負担額を0円とされている方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担が減額されます。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された減額認定証を、サービスを利用する事業所等へ提示する必要があります。

所得税、市・県民税の障害者控除対象者認定

申請が必要です

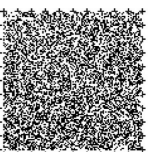
納税義務者本人または控除対象配偶者や扶養親族が65歳以上で、ねたきりや認知症のために下の表の①～③のいずれかに該当し、社会福祉事務所長から障害者控除対象者認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となります。

この認定を受けるには、区役所福祉課または支所区民福祉課への申請が必要です。(身体障害者手帳などにより障害者控除が受けられる方は、申請は不要です。)

区分		障害者	特別障害者	
対象者*1		①軽度・中度の認知症の方	②重度の認知症の方 ③6カ月以上ねたきりで食事・排せつ等の日常生活に支障がある方	
控除額	所得税	27万円	40万円	(同居の場合*2)75万円
	市・県民税	26万円	30万円	(同居の場合*2)53万円

*1 上記①～③の認定基準と要介護認定の基準は異なりますが、要介護認定を受けている方は障害者控除の対象となる場合があります。

*2 同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合

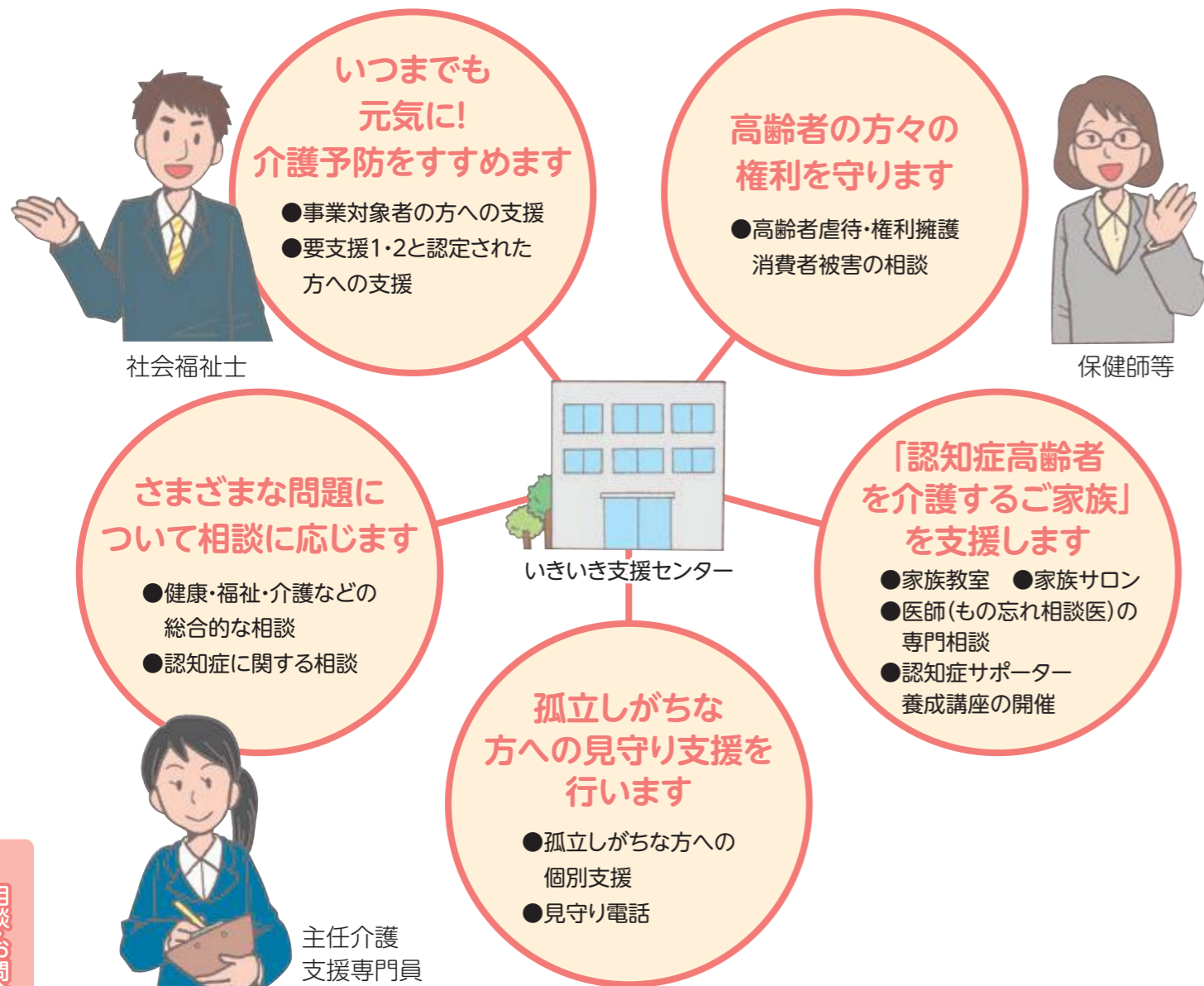


相談・お問合せ窓口

いきいき支援センター(地域包括支援センター)

「いきいき支援センター」は、高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者の方々を支える機関です。

開設時間 月～金曜日(祝休日、年末年始を除きます) 午前9時～午後5時 相談費用は無料です。



認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる方、認知症の方とご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の方やご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

Check Point

高齢者いきいき相談室

高齢者の方々が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。

このマークののぼりが目印です。▶



いつまでも元気に! 介護予防をすすめます

事業対象者と判定された方には

介護予防・生活支援サービス事業の利用についてご相談に応じます。

要支援1・2と認定された方には

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

●高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター(☎052-856-9001)」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

●消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター(☎052-222-9671)と連携し、ご相談に応じます。

●権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、ご家族などがいない場合、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター(※)」や「成年後見制度」の利用などについてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北部	☎052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南部	☎052-678-3030	中村区、中区、熱田区、中川区、港区
東部	☎052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援します

「認知症高齢者を介護するご家族」を支援するとともに、認知症高齢者の方やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

認知症に関する専門の電話相談窓口

認知症コールセンターをご利用ください。
☎052-919-6633

受付時間

月・水・木・金曜日 ▶ 午前10時～午後4時
火曜日 ▶ 午後2時～午後8時
(祝休日、年末年始を除きます。)

相談費用は無料です。
通話料金がかかります。

社会福祉士などが認知症に関するさまざまな相談に対応します。

はち丸在宅支援センター(在宅医療・介護連携支援センター)

はち丸在宅支援センターは医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民からの在宅療養に関する様々な相談に専門知識を持った相談員が対応します。また、切れ目のない在宅医療・介護サービスを提供できるよう多職種の連携を支援します。

在宅療養に関する不安やお悩みについて、お気軽に相談ください。

開設時間 月～金曜日(祝休日、年末年始を除きます) 午前9時～午後5時 相談費用は無料です。

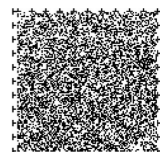
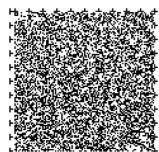
区	所在地	電話	FAX番号
千種	千種区内山1-18-13 富山ビル2階	☎732-0874	FAX732-0875
東	東区葵1-4-38 名古屋市医師会館5階	☎933-0874	FAX937-8741
北	北区大曾根3-4-14 ポルト大曾根1階	☎982-0874	FAX982-0875
西	西区栄生2-26-11 名鉄病院1号館4階	☎561-0874	FAX561-0875
中村	中村区太閤通4-1 鷺飼リハビリテーション病院1階	☎481-0874	FAX481-0876
中	中区三の丸1-3-1 名城病院1階	☎201-0874	FAX201-0877
昭和	昭和区山花町62-1 オフィスはなみずき1階 (かみな病院より北へ徒歩3分)	☎763-0874	FAX763-0875
瑞穂	瑞穂区瑞穂町字川澄1 名古屋市立大学病院地下1階	☎852-0874	FAX852-0875
熱田	熱田区六番1-2-15 デイサービスセンターろくばん3階 (熱田リハビリテーション病院から西へ徒歩2分)	☎683-0874	FAX683-0881
中川	中川区高畑1-222 中川区休日急病診療所2階	☎354-0874	FAX354-0875
港	港区千鳥1-13-22 名古屋市医師会看護専門学校1階	☎652-0874	FAX652-0878
南	南区松池町3-19 笠寺病院1階	☎823-0874	FAX823-0876
守山	守山区小幡1-3-2 守山区休日急病診療所1階	☎795-0874	FAX795-0881
緑	緑区潮見が丘1-77 名古屋市立緑市民病院3階	☎896-0874	FAX896-0876
名東	名東区本郷2-14 サンライズII 1階	☎702-0874	FAX702-0876
天白	天白区荒池2-1101 並木病院1階	☎800-0874	FAX800-0875

在宅歯科医療・介護連携室

医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、歯科衛生士が在宅での歯科治療・口腔ケアなどに関する各種相談に応じます。

開設時間 火～土曜日(祝休日、年末年始を除きます) 午前9時～正午・午後1時～5時 相談費用は無料です。

所在地	電話	FAX番号
南区弥次工町5丁目12-1	☎619-4188	FAX619-4189



一般介護予防事業に関するご相談・お問合せ先

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
都 福 祉 会 館	☎711-1483 FAX711-9657	熱 田 福 祉 会 館	☎659-6306 FAX651-7251
高 岳 福 祉 会 館	☎931-8174 FAX935-1025	中 川 福 祉 会 館	☎351-9121 FAX352-9406
上 飯 田 福 祉 会 館	☎914-0831 FAX912-1308	港 福 祉 会 館	☎382-7009 FAX381-2285
天 神 山 福 祉 会 館	☎531-0023 FAX521-3369	笠 寺 福 祉 会 館	☎811-1282 FAX822-1121
名 楽 福 祉 会 館	☎481-8588 FAX461-5667	守 山 福 祉 会 館	☎793-6330 FAX792-6094
前 津 福 祉 会 館	☎262-1869 FAX242-5761	緑 福 祉 会 館	☎624-3131 FAX624-4485
八 事 福 祉 会 館	☎832-2779 FAX834-4611	名 東 福 祉 会 館	☎703-9282 FAX704-8144
瑞 穂 福 祉 会 館	☎841-3113 FAX841-1348	天 白 福 祉 会 館	☎802-2351 FAX806-3327

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
千種区社会福祉協議会	☎763-1531 FAX763-1535	熱田区社会福祉協議会	☎671-2875 FAX671-4019
東区社会福祉協議会	☎932-8204 FAX932-9311	中川区社会福祉協議会	☎352-8257 FAX352-3825
北区社会福祉協議会	☎915-7435 FAX915-2640	港区社会福祉協議会	☎651-0305 FAX661-2940
西区社会福祉協議会	☎532-9076 FAX532-9082	南区社会福祉協議会	☎823-2035 FAX823-2688
中村区社会福祉協議会	☎486-2131 FAX483-3410	守山区社会福祉協議会	☎758-2011 FAX758-2015
中区社会福祉協議会	☎331-9951 FAX331-9953	緑区社会福祉協議会	☎891-7638 FAX891-7640
昭和区社会福祉協議会	☎884-5511 FAX883-2231	名東区社会福祉協議会	☎726-8664 FAX726-8776
瑞穂区社会福祉協議会	☎841-4063 FAX841-4080	天白区社会福祉協議会	☎809-5550 FAX809-5551

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
千種保健センター	☎753-1982 FAX751-3545	熱田保健センター	☎683-9683 FAX681-5169
東保健センター	☎934-1218 FAX937-5145	中川保健センター	☎363-4462 FAX361-2175
北保健センター	☎917-6552 FAX911-2343	港保健センター	☎651-6537 FAX651-5144
西保健センター	☎523-4618 FAX531-2000	南保健センター	☎614-2814 FAX614-2818
中村保健センター	☎481-2295 FAX481-2210	守山保健センター	☎796-4623 FAX796-0040
中保健センター	☎265-2262 FAX265-2259	緑保健センター	☎891-3623 FAX891-5110
昭和保健センター	☎735-3964 FAX731-0957	名東保健センター	☎778-3114 FAX773-6212
瑞穂保健センター	☎837-3264 FAX837-3291	天白保健センター	☎807-3917 FAX803-1251